

～トピックス～

1. 相続登記は3年以内に！
2. 税務カレンダー（2024年6月、7月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

みんなは自分たちが何を望んでいるのか、こちらがいうまでは
たいていわからないものだ

ヘンリー・フォード（フォード創業者）

※経営者100の言葉より引用

相続登記は3年以内に！

被相続人、相続人ともに高齢化が進み、相続が短い期間に連続して起きることが、今後、常態化するものと思われる。

不動産の相続についても遺言や遺産分割協議により取得者を登記しないと、相続を重ねるうちに法定相続分で分割され、実質的な引き取り手はいなくなり、所有者不明土地となる原因となります。

数次にわたり相続がされている場合は、法定相続人がたくさんいて、代襲相続人を含め、遺産分割協議で取得者を決めることが難航することも予測されます。早めの遺言書作成や遺産分割協議で土地の帰属者を決めることが必要です。

◆相続開始から3年以内に登記

令和3年の法律改正で、令和6年4月1日以降に相続が開始した場合は、不動産の取得を知った日から3年以内の相続登記が義務化されました。また、令和6年4月1日前に相続が開始して取得した不動産は、令和9年3月31日までの猶予期間に相続登記が必要になります。正当な理由なく相続登記しない場合は、10万円以下の過料が課される可能性があります。

◆相続人申告登記で過料を回避

遺産分割協議が難航し、3年以内の相続登記が見込めな

い場合、相続登記義務を履行したものとみなす簡易な措置として「相続人申告登記制度」が、令和6年4月1日から開始されました。相続人は対象不動産を特定し、戸除籍謄本等を添付して、①所有権の登記名義人について相続が開始したこと、②自らが、その登記名義人の相続人であることを法務局の登記官に申し出ます。

なお、相続人申告登記をした後、遺産分割協議によって不動産を取得した場合は、遺産分割の日から3年以内に、遺産分割の内容に応じた相続登記が必要になります。

◆相続登記の登録免許税の免税措置

相続登記に伴う登録免許税については、令和7年3月31日までの登記について次の2つの免税措置があります。

(1) 相続により土地を取得した相続人が相続登記をしないで死亡した場合

相続人が相続により取得した土地の所有権移転登記を受ける前に死亡したときは、その死亡した相続人を登記名義人とする登記について、登録免許税は課されません。

(2) 不動産の価額が100万円以下の土地

土地の相続による所有権移転登記、表題部所有者の相続人が受ける所有権の保存登記について、登録免許税は課されません。

2024年6月の税務

6月10日

●5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付

6月17日

●所得税の予定納税額の通知

7月1日

●4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
●10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
●消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
●消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>
●国外財産調書・財産債務調書の提出

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）（6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日）

2024年7月の税務

7月10日

●6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）

7月16日

●所得税の予定納税額の減額申請

7月31日

●所得税の予定納税額の納付（第1期分）
●5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
●11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
●消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
●消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

○固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付（7月中において市町村の条例で定める日）

おすすめ書籍のご紹介

ユニクロ

ジャンル	スキルアップ・キャリア	経営戦略	産業・業界
著者	杉本貴司		
出版社	日経BP		
出版日	2024年04月03日		
評点			
ユニクロ	杉本貴司		
柳井正と同志たち、その悪戦苦闘の物語			
地方のさびれた商店街の紳士服店は、いかにして世界企業に駆け上がったのか。真実に迫る、新感覚のノンフィクション。			
総合	4.0	明瞭性	4.5
革新性	4.0	応用性	3.5

山口県宇部市にある宇部中央銀天街。1970年代は賑わっていた商店街は、衰退の一途を辿っていった。今ではZARAやH&Mと肩を並べ、世界的なアパレル企業として君臨するユニクロ。その原点である小郡商事という紳士服店は、たしかにこの寂れた商店街に存在した――。

稀代の経営者である柳井正氏は、内気で無気力な青年だったという。父の後を継ぎ「ユニクロ」という金の鉱脈をつかむまで、知られざる暗黒時代を過ごしていた。そんな柳井氏のもとで、どうやってユニクロは生まれたのか。その謎をひもといていくのが本書だ。

ユニクロは国内外で存在感を高めながらも、社会から糾弾されるような矛盾と直面してきた。その引き算からユニクロはどう這い上がってきたのか。

著者の丹念な取材と調査によって浮かび上がってきた柳井氏とその同志たちの奮闘の物語。その軌跡を辿ることで、私たちも、身近なところに潜む「希望」に気づけるのではないだろうか。迫真のノンフィクションをお楽しみいただきたい。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091